

第 2 期基本計画等に係る骨子案の審議方法について

1 第 3 回、第 4 回審議会の概要について

第 2 期基本計画等の骨子案について、審議会で様々な意見をいただきたいと考え、当初の予定を変更し、第 3 回、第 4 回の審議会では 2 日間にわたって第 2 期基本計画等（基本計画及び総合戦略）の「骨子案」について審議を行います。

限られた時間の中で議論を深めるため、2 つの班に分けて審議を進めさせていただきます。

なお、各委員の班の振り分けについては、2 ページに記載のとおりです。

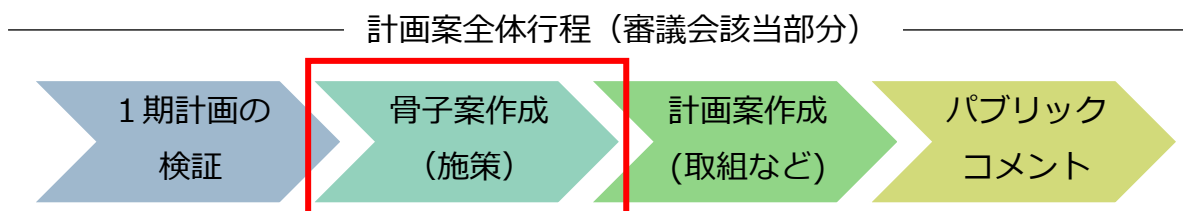
（班編成については事務局にて振り分けておりますので、ご了承願います。）

※行政評価については骨子案に係る審議の進捗状況を踏まえて、次回以降の審議会にて報告いたします。

2 第 2 期基本計画等の「骨子案」とは

基本計画で掲げる「基本政策」及び総合戦略で掲げる「基本目標」の実現のために、次の 5 年間（第 2 期基本計画期間）において、目指す姿（状態）と、それを実現するための施策までの枠組みを基本計画等の「骨子案」として作成しています。（3 ページ参照）

なお、第 2 期基本計画等は、策定方針で示された「第 1 期基本計画をベースにブラッシュアップを図る」という考え方及び第 1 期基本計画等の検証を基に作成しています。



次のステップである計画案作成では、骨子案で定めた基本政策を実現するために、具体的に市がどのような取組を行うかについて作成します。

3 本審議会においてご議論いただきたい点について

市では、上記のとおり骨子案を作成しましたが、審議会で議論いただきたい点は、基本政策（20 年後の未来において、“市民”がどのような状態になってほしいかを設定したもの）を実現するための 5 年後の目指す姿を実現するためにどのようなことが必要か、審議会委員の皆様視点でご意見をいただきたいと考えています。

（例）基本政策 1：安心して子育てができる

5 年後の目指す姿：子育ての不安の軽減

上記の基本政策、5 年後の目指す姿の実現のためにはどのようなことが必要か？

⇒給食費の無償化、大学授業料の無償化など

4 審議の進め方

- 2 班に分かれたうえで、各班 3 本の基本政策等の骨子案について審議します。
- 各班に事務局職員が付き、審議案件について説明します。
- 基本政策 1 本につき、20 分間の審議を行います。
- 審議対象外の骨子案に対してご意見がある場合は、同封の意見提出用紙を参考に、ご提出をお願いします。
- 今回は審議対象の各班 3 本、計 6 本分のシートを送付いたします。

3 月 2 4 日の審議案件					
A 班			B 班		
分野名		基本政策名		分野名	
2	子ども・若者支援	2	夢に向かってチャレンジできる	9	文化芸術・文化財
4	地域福祉	4	住み慣れた地域での安心した心地よい暮らしの実現	12	地域コミュニティ
10	生涯学習	15	自由な学びにより生きがいができる	14	防犯・交通安全
				14	地域の歴史や伝統文化を通して地域に魅力を感じる
				17	市民が主役のまちづくり
				19	犯罪が起きないまちで生活ができる

- 第 3 回審議会では、上記 3 本の基本政策について審議を行いますので、必要に応じて、第 2 回審議会にて配布した資料及び今回送付した資料を参考に、ご意見をご検討ください。

5 今回いただいた意見について

今回の審議の中で出た意見については、事務局から各基本政策を担当する所管課へつなぎ、次のステップである計画案作成の際に、基本施策レベルの見直しや、取組としての反映について検討を行い、その結果を計画案の審議時にご報告いたします。

各班で出たそれぞれの意見については会議録の配布により共有を行わせていただきます。

基本計画における骨子部分

基本政策35

安心して農業が行える

生産地と消費地が隣り合う、都市近郊の利点などを生かし、持続可能な“農業”の実現と多面的機能を生かした“農地”の保全との両面から、環境整備を推進し、安心して農業を行うことができる“まち”を目指します。

5年後の目指す姿

「農業を行うための環境の向上」

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できるよう、農業環境の向上を目指します。

数 値 目 標	現 状 値	目 標 値
人・農地プラン ⁶⁸ 対象面積	49ha (R1)	64ha (R7)

【ロジックモデル】



脚注

68 農業者が話し合いに基づき

【骨子部分】： 基本政策～基本施策

基本政策	20年後の未来において、“市民”がどのような状態になってほしいかを設定
5年後の目指す姿	上記基本政策の実現に向け、直近5年間における到達点を設定
基本施策	基本政策（5年後の目指す姿）の実現のために“行政”が取り組むべき方向性を設定
取組	基本施策を推進するための取組を設定